

第2 フィンランド弁護士会 (Finnish Bar Association) 訪問

- 1 訪問日：2018年9月5日
- 2 訪問先担当者：Satu Wartiovaara
- 3 概要：ヘルシンキにある弁護士会館にて、フィンランドのDV事件に詳しい弁護士としてご紹介いただいた SATU さんからお話を聞いた。SATU さんは弁護士歴18年で、30歳過ぎてから弁護士資格を取得し、その前はジャーナリストとして働いていたとのこと。専門は犯罪と家族法。かなりご多忙のご様子であったが、軽食とワインを用意して歓待して下さった。

4 聴取事項

(1) DV事件に対応できる弁護士が少ない

フィンランドでは、人口に比べても弁護士が少なく、それぞれの弁護士が専門性を深めることが難しい。DV事件を処理できる弁護士を見つけることは難しく、裁判でうまく行かない理由として、単純に弁護士の専門性が欠けているということがある。

(2) 「何故フィンランドでは、ジェンターの平等が進んでいるのに、DVが多いのか」

他の北欧国家をみても同様の状況がある。理由については分からないが、福祉国家についての研究では、福祉国家モデルが陥りやすい状況かもしれないと言われている。福祉国家は、男女平等や社会参加などいろいろな権利が守られているからこそ、国家から家庭の中に踏み込んで問題を解決しようという姿勢がなく、外側からのサポートにとどまり、家族の中には立ち入らないという傾向があるようである。その影響かもしれない。

(3) 精神的DVについて

裁判例はほとんどない。離婚の問題で相談にくる依頼者は、ほぼ全員が精神的暴力の被害者だと主張する。しかし、肉体的暴力があつて怪我をしていればDVと言いやすが、精神的暴力の場合立証が難しい。医者や診断書が必要になるが、精神的暴力で診断書をとることが難しい。警察も関心を示さない。このため、現状では、証明したくでも何もできないと諦めてしまい、それに慣れてしまっている。ケースの積み重ねが必要だ。

(4) DVの責任追及方法

刑事手続がメインで、民事はほとんどない。DVは犯罪であり、加害者には刑事手続上の防御権が保障されなければならないが、民事手続では防御権の保障がない。このため、民事手続のなかで刑事責任を問えない。フィンランドでは、刑事事件の被害者に対して国が賠償金を補償する責任を持っている。賠償金は国が加害者のかわりに立て替えて被害者に支払い、国から加害者に請求する。そして、刑事手続で被害者が弁護士をつける場合、弁護士費用は無料で資力要件もない。仮に、刑事手続の結果、加害者が無罪となれば、被害者は加害者の弁護士費用を払わなければならないが、これも国が払ってくれる。民事でも一般的なリーガルエイドはあるが、負けたら相手方の弁護士費用も含めて全部支払わなければならない、ハードルが高い。このため、理論上民事で損害賠償請求をすることはできても、実際にはほとんど行われない。

(5) 低い補償金額

刑事手続でDVを訴追するのにも高いハードルがある。そもそも、警察に関心がない場合もある。良い警察に会えるかどうかというのは運もあり、検察官が起訴するかどうか判断するのもとても時間がかかる。やっと起訴されて、有罪になったとしても、フィンランドでは補償の金額がとても低い。叩かれただけという場合には、ほんの数百ユーロ。同じ人に2回レイプされたという事例で9000ユーロとされたケースがあるが、これはまだ高額なケースである。補償金額がとても低いというのが、フィンランドの問題だ。

(6) イスタンブール条約について

2015年にフィンランドで批准され、2018年4月から施行されている。これに関連して社会福祉サービスの改革が行われているが、なかなか進まない。アイデアがあっても、イスタンブール条約に沿った形にしなけばならず、それを考えるのに時間がかかってしまう。また、国が決めたことでも、法的サービスを提供するのは各自治体なので、それぞれの方法でサービスを提供することになる。田舎の自治体は財政難で、サービスを提供しようにも、経済的能力がない。中央権力と自立した自治体のバランスが問われている。被害者支援についても、財源はどこからでるのかということで混乱している。



(SATUさんと記念撮影)

5 訪問を終えて

DVの立証のハードルや、刑事事件として扱うことの難しさなど、共感できる話がとても多く、フィンランドでも日本と同じような問題に直面しているのだと感じた。日本では、加害者に資力がなければ慰謝料をとることが困難だが、フィンランドでは、国が賠償金を立て替えるシステムになっているという点が素晴らしいと思った。多忙ななか歓待してくれたSATU氏は、「街弁」といった雰囲気、国は違っても専門家として同じような仕事をしていることが、とても嬉しいと思った。



(Finnish Bar Association の入口)

6 参考資料

Finnish Bar Association HP

https://www.asianajajaliitto.fi/en/finnish_bar_association

(最終アクセス日 : 2019 年 3 月 3 日)

以上

(田村有規奈)